区民委員会報告資料

令和６年１２月６日

報告事項件名　　頁

１　栗島住区センターの今後の運営方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　住区センターにおける委託のできない業務を委託していたことについて・・・・４

３　中央本町センターの再開について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

４　学校開放事業利用状況調査の実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・８

５　足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則の改正について・・・・・・・・・11

６　「図書館サービスデザインアクションプラン」の策定状況について・・・・・・14

（地域のちから推進部）

区　民　委　員　会　報　告　資　料

令和６年１２月６日

件　　名	**栗島住区センターの今後の運営方法について**
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課 子ども家庭部学童保育課

内　　容

令和６年度末をもって管理運営委員会との委託契約を終了する栗島住区センターの令和７年度以降の運営方法について、次のとおり報告する。

１　栗島住区センターの運営方針

（１）指定管理化を含めた運営方法の決定及び事業者選定手続きに時間を要するため、令和７年度は区職員により運営を行う。

（２）学童保育室については、令和６年度末で廃止し、令和７年度に栗島小学校内で新規開設予定である。

【施設部門ごとの運営主体】

	児童館、悠々館、施設貸出（栗島住区内）	**学童保育室（栗島住区内）**	**学童保育室（栗島小内）**
令和６年度	管理運営委員会		―
令和７年度	区職員	廃止	（新設）民間事業者
令和８年度以降	指定管理等民間事業者（予定）		

２　今後のスケジュール（予定）

時期	**内容**
令和７年　３月	①　第１回定例会で、指定管理化等に向けた条例改正案提出 ②　栗島住区センター委託契約終了

【以下、指定管理化を行う場合】

令和７年　４月から１１月まで	（条例改正案が議決された場合） 指定管理者選定手続き
令和７年１２月	第４回定例会に指定管理者の指定議案提出
令和８年　１月から３月まで	準備、引継ぎ期間
令和８年　４月から	指定管理者による運営開始

	３　その他 　栗島住区センター以外の住区センターの管理運営については、各住区センターの管理運営委員会への委託を継続する方針であるが、管理運営委員会から継続することが困難である旨の申し出があった場合は、指定管理化等も含めた運営方法の検討を行なっていく。

区　民　委　員　会　報　告　資　料

令和６年１２月６日

件　　名	**住区センターにおける委託のできない業務を委託していたことについて**
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課 総務部特命・調査担当課
内　　容	現在、住区センターの施設貸出及び使用料免除の決定行為（※）は、住区センター管理運営業務委託契約に基づき業務委託先が行なっている。栗島住区センターの運営切り替えに伴い関係法令及び事務手続きを確認したところ、施設貸出及び使用料免除の決定行為は、行政処分に当たるため、業務委託先に委託することはできないことを確認したことから、次のとおり報告する。 ※　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものである指定管理者に、当該公の施設の管理を行わせることができ（地方自治法２４４条の２第３項）、条例に基づき指定管理者に権限を付与した場合は指定管理者が公の施設の使用許可を行うことが可能であるが、業務委託契約に基づき公の施設の管理運営業務を行う受託事業者に使用許可を委託することはできない。 　また、公の施設の使用料の減免の決定については、指定管理者であっても権限を付与することができず、地方公共団体が自ら行う必要があると解されている。 **１　委託不可に関わらず委託していた業務** （１）各住区センター施設の使用許可及び使用料免除の決定 **２　現状の事務手続き** （１）申請者が住区センター窓口（業務委託先）で施設使用申請書及び使用料免除にかかる申請書を提出 （２）業務委託先が内容確認のうえ、使用許可及び使用料免除を決定 （３）申請者が（２）の決定内容に基づき住区センター窓口で使用料を納付（免除団体受付の場合は使用料納付なし） （４）各住区センターの業務委託先が１週間分の施設貸出申請書（区役所控え）を区に送付し、区は事後に内容を確認 **３　今後の方針** （１）各住区センターの管理運営委員会への委託は継続し、住区センターの施設貸出における使用許可及び使用料免除については、区が決定行為を行う。

	（２）各住区センター窓口で業務委託先が申請を受け付けた場合の実務フローについては、今後業務委託先とも協議のうえ検討していく。 （３）本事案を受け、現在区内公共施設を対象とする使用許可等（公権力の行使）の取扱いに関する全庁調査を実施している。全庁調査結果は、集計後速やかに議会報告し、直ちに方策の検討に入る。

区　民　委　員　会　報　告　資　料

令和６年１２月６日

件　　名	**中央本町センターの再開について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課 地域のちから推進部住区推進課 生涯学習支援室スポーツ振興課、中央図書館
内　　容	大規模改修工事のため令和５年９月から休館していた中央本町センターを次のとおり再開する。 **１　利用再開日** 令和７年３月２６日（水）　［小中学校春休み開始日］ **２　再開施設** （１）施設名　中央本町センター （地域学習センター、体育館、図書館、住区センター） （２）所在地　足立区中央本町三丁目１５番１号 **３　主な変更箇所（別紙１のとおり）** （１）センター事務室 ２階から１階へ移設 （２）トレーニングルーム １階から２階へ移設 （３）音楽室（２階） 天井に防音材を新設、二重サッシから三重サッシ取替で防音を向上 （４）図書館（３階） 児童コーナー、書架、閲覧席、図書館事務室の配置変更 （５）諸室（２階） 授乳室、更衣室、シャワールームを新設 **４　予約受付開始日** （１）地域学習センター及び体育館（３月分、４月分） ア　登録団体　１月２２日（水） イ　一般団体　２月　１日（土） ※　各地域学習センター等の窓口、インターネットで受付開始 （２）住区センター（３月分） １２月２６日（木）から窓口で受付開始 **５　今後の方針** あだち広報１２月１０日号、ホームページ等において、区民に広く周知していく。

別紙１

中央本町センター 変更箇所（簡易図面）

１Ｆ地域学習センター　改修前

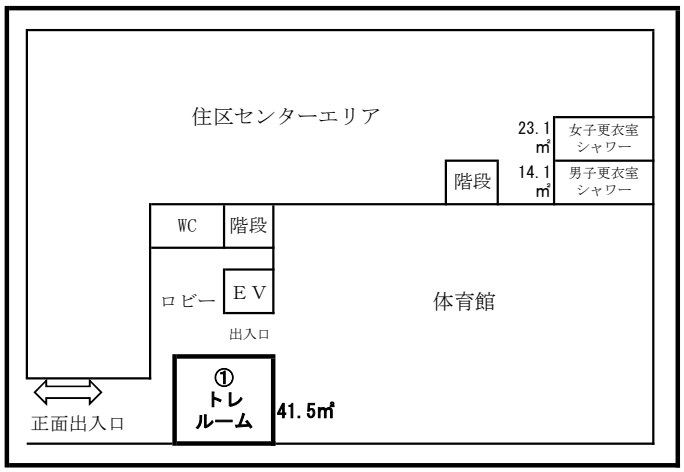

①トレーニングルーム１階から**２階へ移設**

１Ｆ地域学習センター　改修後

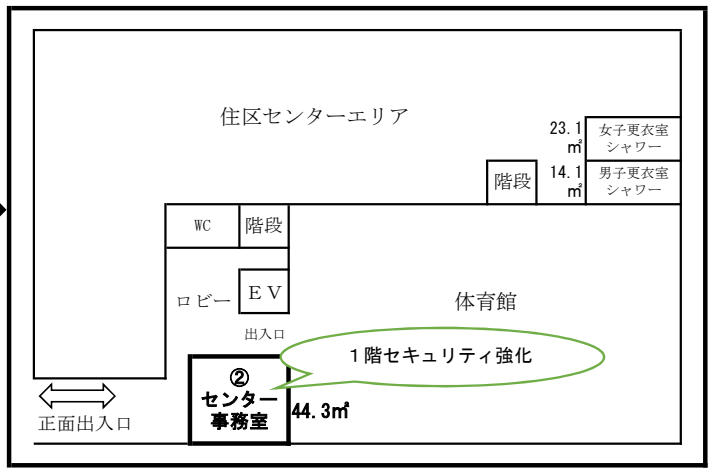

②センター事務室２階から**１階へ移設**

２Ｆ地域学習センター　改修前

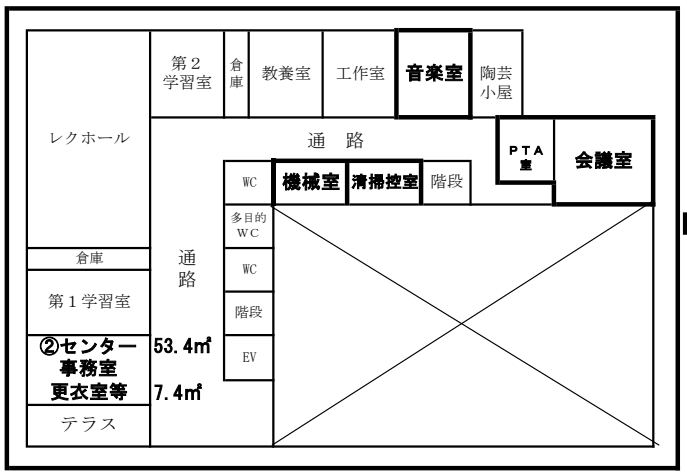

②センター事務室２階から**１階へ移設**

２Ｆ地域学習センター　改修後

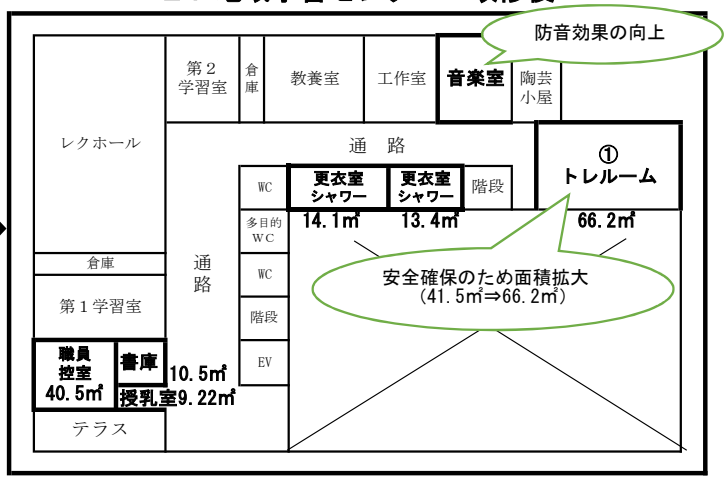

①トレーニングルーム１階から**２階へ移設**

３Ｆ図書館　改修前

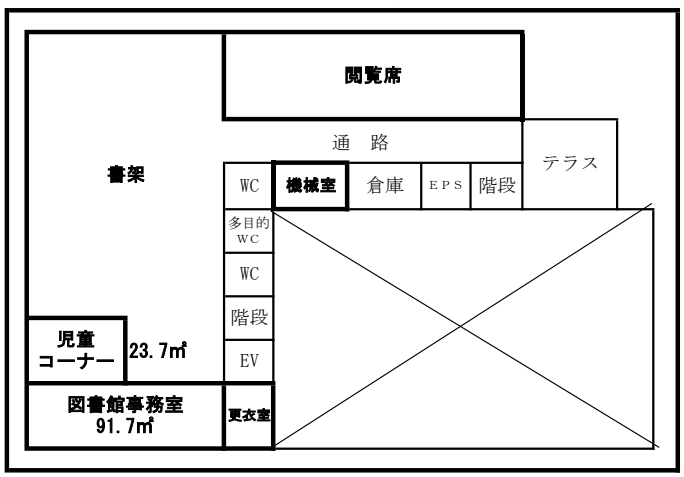

３Ｆ図書館　改修後

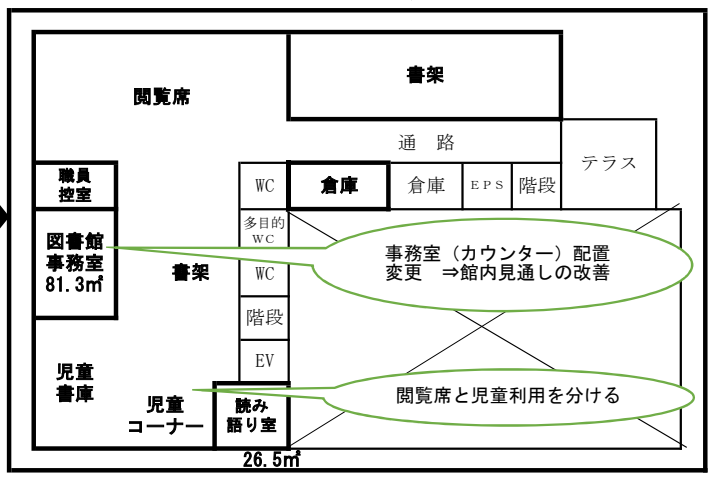

児童コーナー、書架、閲覧席、事務室等の配置変更

区　民　委　員　会　報　告　資　料

令和６年１２月６日

件　　名	**学校開放事業利用状況調査の実施結果について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課 学校運営部学校施設管理課
内　　容	学校開放事業の現状把握を目的として、利用状況調査を実施したため、結果を報告する（詳細は報告別添資料１のとおり）。

１　結果概要

登録団体代表者向け	ア　現在の利用時間、利用枠数について、８７％が「満足」又は「やや満足」と回答している。 イ　４７％が登録校以外の学校の使用を希望している。 ウ　利用調整会議の開催頻度は、８５％が妥当と回答している。 エ　利用申請手続きがオンライン化したら、８２％が「利用したい」又は「どちらかと言えば利用したい」と回答している。
小・中学校長向け	ア　利用調整会議について、９４％の学校で教職員（主に副校長）が出席しているが、９６％は勤務時間外（夜間）の開催であり、教職員の負担となっている。 ※　利用調整会議への教職員の出席については、基本的には任意であるものの、施設管理者として伝達事項があり出席する場合や利用団体から出席を求められ断り切れない場合等がある。 イ　６７％の学校が、利用者のルール・マナー違反を見聞きしている。 ウ　８０％の学校が、違反者に対し一定期間の利用停止、団体登録取消等のペナルティが必要と回答している。

２　調査から見えてきた主な課題と今後の検討事項

	主な課題	今後の検討事項
１	登録団体数の学校差による利用回数の不公平感	４７％の団体が複数校利用を希望していることから、複数校利用できる仕組み を検討する必要がある。
２	利用者による鍵管理	複数校利用を検討するためには、鍵管理の方法 を見直す必要がある。

	主な課題	今後の検討事項
3	紙での利用申請、 対面での利用調整	利用申請手続きのオンライン化の需要が８２％と高いことから、利用調整会議の在り方と合わせて検討する必要がある。
4	性善説を前提とした 制度設計	違反者に対するペナルティ制度導入を検討する必要がある。

３　調査概要

	登録団体代表者向け	小・中学校長向け
目的	現在の利用状況や改善要望等を調査し、利用者の実態把握やニーズの検証を行い、利便性向上に繋げる。	本事業による教育活動への影響や施設管理上の課題等を調査し、教職員の負担軽減や運営改善に繋げる。
送付数	１，２０１名	１０１名
回答数	６５９名	１０１名
回答率	５５％	１００％
送付方法	ア　登録メールアドレス宛てにフォームを送信 イ　自宅宛て郵送 ※　メール未達の場合	校務支援システムにて、フォームを送信
主な調査内容	ア　現在の利用状況について イ　登録校以外での活動希望について ウ　学校開放管理運営委員会（利用調整会議）について エ　利用申請手続きについて	ア　学校開放管理運営委員会（利用調整会議）について イ　利用者によるルール、マナー違反について ウ　学校開放事業に関する業務量について

４　当区の学校開放事業の基本ルール

（１）利用団体は、１団体につき原則１校登録とし、構成員が１０名以上で、そのうち５名以上が、中学校は当該校の通学区域、小学校は当該校の通学区域又は当該校の属する中学校の通学区域内に在住、在勤又は在学している必要がある。

（２）個人での利用は認めていない。

（３）自主管理校では、利用団体が体育館等の鍵の管理を行っている。

５　他区との基本ルールの比較

No.	調査項目	区数	足立区
1	登録要件に在住・在勤者の割合を設けている区	１３区	設けていない
2	１時間単位で貸出している区	８区	３時間単位での貸出
3	登録できる学校を、学区域で制限している区	１区	制限している
4	オンライン申請を導入している区	５区	導入していない
5	利用調整会議を設けている区	１３区	設けている
6	個人利用の枠組みがある区	１８区	個人利用はできない

６　今後の方針

上記２に記載の課題、今後の検討事項や個人利用枠の導入について、足立区学校開放事業審議会へ諮問し、解決に向けた方向性を議論いただきたいと考えている。

今後、審議会の開催に向け、委員選定等を進めていく。

区　民　委　員　会　報　告　資　料

令和６年１２月６日

件　　名	**足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則の改正について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課 学校運営部学校施設管理課
内　　容	**１　規則改正の理由** 学校開放事業における利用回数の不公平感や設備の損壊等の諸課題の解決策を検討するにあたり、区議会議員に委員として参画いただくことで、より多角的な議論を図る。 **２　足立区学校開放事業審議会について** （１）所掌事項 足立区教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、学校開放事業に関する基本的な施策及び具体的な運営方法について審議し、次に掲げる事項について委員会に答申すること。 ア　学校施設の適正な使用に関すること。 イ　団体利用のあり方に関すること。 ウ　利用上のルールに関すること。 エ　その他、委員会が必要と認めること。 （２）組織 委員会が委嘱する委員１６人以内をもって組織する。 （３）過去の開催実績 平成２２年度に条例、施行規則を制定した上で諮問し、平成２３年度に答申を受けている。 今回、平成２３年度以来の審議会開催を目指している。 **３　規則改正の概要（別紙２参照）** 委員構成を定める第２条の規定について、下表のとおり改正した。

	改正前	改正後
（１）	学校教育関係者　４人以内	学校教育関係者　４人以内
（２）	社会教育関係者　６人以内	社会教育関係者　５人以内
（３）	地域活動関係者　１人以内	区議会議員　２人以内
（４）	公募による区民　４人以内	公募による区民　４人以内
（５）	学識経験者　１人以内	学識経験者　１人以内
計	１６人以内	１６人以内

４　施行年月日

令和６年１１月１２日

５　スケジュール（予定）

時期	実施内容
令和６年１２月から 令和７年　３月まで	審議会委員の選考、諮問事項の検討
４月頃	第１回審議会開催（諮問）
６月頃	第２回審議会開催
８月頃	第３回審議会開催
１０月頃	第４回審議会開催（答申）

６　今後の方針

審議会の開催に向けて、委員選考等の準備を進めていく。

別紙２

足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則　新旧対照表（案）

改　正　前	改　正　後
○足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則 平成22年８月25日教育委員会規則第11号	○足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則 平成22年８月25日教育委員会規則第11号
第１条（省略）	第１条（現行のとおり）
（委員） 第２条　条例第３条第１項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、足立区教育委員会が委嘱する。 （１）　学校教育関係者　４人以内 （２）　社会教育関係者　６人以内 （３）　地域活動関係者　１人以内 （４）　公募による区民　４人以内 （５）　学識経験者　１人以内	（委員） 第２条　条例第３条第１項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、足立区教育委員会が委嘱する。 （１）　学校教育関係者　４人以内 （２）　社会教育関係者　５人以内 （３）　区議会議員　２人以内 （４）　公募による区民　４人以内 （５）　学識経験者　１人以内
第３条～第６条（省略）	第３条～第６条（現行のとおり）
付　則 この規則は、公布の日から施行する。	付　則（平成22年８月25日教育委員会規則第11号） この規則は、公布の日から施行する。 付　則（令和６年11月12日教育委員会規則第●号） この規則は、公布の日から施行する。

区　民　委　員　会　報　告　資　料

令和６年１２月６日

件　　名	**「図書館サービスデザインアクションプラン」の策定状況について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館 図書館サービスデザイン担当課
内　　容	区立図書館の運営やサービスを向上させるため、令和６年度中に「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）の策定を目指している。 令和６年１１月２０日（水）に開催した第２回足立区立図書館協議会（以下、「協議会」という。）にて、アクションプランの策定について意見交換を行ったため、次のとおり報告する。 **１　アクションプラン素案（報告別添資料２）の目次構成** （１）第１章　策定の基本的な考え方 ア　アクションプラン策定の背景 （ア）単に本を借りたり情報を消費したりする場ではなく、利用者の活動や交流を促進する取り組みを行う図書館が注目されている。 （イ）区でもそのような新たな図書館を目指していくためには、区立図書館の運営やサービスを見直し、充実させていく必要がある。 （ウ）その指針になるものとして、アクションプランを策定する。 イ　アクションプランの位置づけ・役割 （ア）「足立区読書活動推進計画」に基づく行動計画とする。 （イ）区立図書館の運営とサービスの見直しの指針とするとともに、具体的なアクションの進行管理を図るものとする。 ウ　計画期間 ５年間（令和７年度から令和１１年度まで） （２）第２章　これからの足立区立図書館 ア　足立区立図書館を取り巻く現状と課題 （ア）「平成前期」の図書館に留まっている。 （イ）親子連れやグループで利用したい人など、一部の方にとって来館のハードルが高い。 （ウ）「本を読みたくなる演出」が乏しい。 イ　これからの足立区立図書館の使命と目指す姿 （３）第３章　具体的な取り組み ア　５つの取り組み（アクション） （ア）一人でもグループでも居心地のよい空間づくり ①　館内ルールの見直し ②　ハード面のリニューアル （イ）図書館で人や活動の「つながり」を育む仕掛け ①　足立区立図書館全体の考え方

	② 新・梅田図書館における取り組み （ウ）紙の資料にもデジタル情報にも出会える、魅力ある棚づくり ① 魅力ある棚づくり ② 蔵書の構築 ③ デジタル情報との出会いをサポート （エ）図書館サービスのさらなる発展に向けた取り組み ① 新たなターゲットに向けたイベントの実施 ② 新たなコンセプトに合わせた広報 ③ 学校図書館との連携 ④ 館内掲示物の見直し （オ）新たなサービスを実施するために職員の力を引き出す仕組みづくり ① 専門的常勤職員の育成 ② 司書の人材育成と技能・スキルの次世代継承 ③ 中央図書館の機能強化 **２ 第２回協議会におけるアクションプランへの主な意見** （１）区立図書館の使命、目指す姿について ア 必ずしも「役立つ」ことを目的とはしていない図書館を目指しているのではないか。居心地やつながり、魅力という言葉がある中で、よりそれらの取り組みにあった言葉が見つかるとよい。 イ 「本を読まない人も来館する」という言い方を、本を読む人も大事にしながら本を読まない人も大事にするという、もう少し包摂的な表現にしたほうがよいのではないか。 ウ 空間、つながり、本との出会いという「目指す姿」が実現すれば、本が好きな人も本に興味のない人も来る図書館になると思う。 （２）具体的な取り組みについて ア これからの図書館は、本で人を呼び込まなくてもいい。本がある場所というよりは、体験する場所、交流する場所になれば、自然と人が集まって来て、図書館のイメージも変わってくるのではないか。 イ 子どもが自分で手に取りやすいように本が並んでいたり、大人も自分におすすめの本が選びやすいような配置になっていたりすると、本に親しみやすくなると思う。 ウ 公共図書館と学校司書との連携をさらに密にしていくことで、児童・生徒の図書館に対する関心度も高まってくる。 エ 最終的には人対人であり、ソフト面の人材の充実が大切になってくるのではないか。 オ 一方で、ハード面も大事。ハード面の空間づくりがあることで、本を読まない人たちも図書館に来るような要素が生まれ、さまざまなつながりや取り組みに繋がるのではないか。 （３）その他 ア 視覚障がいがあると使いにくいので、どうしても図書館から遠ざか

	ってしまう。梅田八丁目の新しい施設は、誰もが図書館に入れて、いろいろなことができ、あわせて本を読んだりインターネットが使えたりする施設になればいいと思う。 **３　今後の方針** 今回の協議会では、次回（第３回）の協議会（令和７年１月下旬開催予定）にてアクションプランをまとめる方向で、協議会としての同意を得ることができた。 これまでの協議会の意見を反映させ、次回に向けて事務局にてアクションプランの内容を固めていく。